滞在地で不在者投票ができます

令和7年6月22日(日)執行 東京都議会議員選挙

1 投票用紙を請求します

①「不在者投票宣誓書兼請求書」に、本人又は代理の方が必要事項を自筆でご記入します。

※パソコン等での作成は不可

②板橋区選挙管理委員会に投票用紙を請求します。

下記の宛先まで郵送されるか、直接ご持参ください。

また、署名用電子証明書付きのマイナンバーカードなどをお持ちの方は、ぴったりサービスによる電子申請も可能です。

※FAX や E メール送信による受付はできません。

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66番1号 (板橋区役所 北館7階) 板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681

2 投票用紙を受け取ります

滞在先宛てに、板橋区選挙管理委員会から「レターパック一式」をお送ります。 なお、中に入っている、透明なビニール(開封厳禁)は絶対に開封しないでください。

3 不在者投票をします

- ①滞在先の選挙管理委員会に、投票できる期間、場所、日時を確認します。
 - ※滞在先の選挙管理委員会により、期間等が異なる場合があるため、事前に確認してください。
- ②レターパック一式を持って、投票できる場所に行き、投票します。

4 注意事項

- ◆不在者投票ができる期間は、 **6月14日(土)から6月21日(土)まで**です。
- ◆板橋区から滞在先への投票用紙の送付の開始は、6月14日(土)からになります。
- ◆滞在先の住所に誤りがある場合、投票用紙が届きません。必ず正確に記入してください。
- ◆投票終了後、滞在先の選挙管理委員会より、板橋区選挙管理委員会宛てに郵送されます。 郵送の日数を考慮して、お早めに投票を行ってください。
- ◆書類に不備がある場合等については、問い合わせることがありますので、確実に連絡のとれる電話 番号を記入してください。また、連絡が取れない場合については、投票用紙の送付をお断りさせて いただくことがありますのでご注意ください。